

「今後の看護教員のあり方に関する検討会」 報告書概要

本検討会では、看護教員の資質の維持・向上に向けた現状と課題を把握し、看護教員の養成と継続教育の推進、看護実践能力の維持・向上に関する方策について検討を行った。

I. 看護教員の資質・能力に関して

質の高い教育を実施するためには、看護実践能力と教育実践能力のどちらも必要でそのバランスが重要であり、求められる能力としては、①学生等の体験や臨床実践の状況を教材化して学生等に説明するなどの教育実践能力、②学生等や教員間、実習施設とのコミュニケーション能力、③学生等に適切に教えることを目的とした看護実践能力、④マネジメント能力、⑤研究能力があげられた。

II. 看護教員の養成について

看護教員の養成においては、専任教員の要件となっている看護教員養成講習会が重要な役割を果たしているが、実施内容のばらつきや開催都道府県の偏り等を改善するために、

- ① 看護教員養成講習会の運営・評価等に関するガイドラインの作成・導入
- ② 看護教員養成講習会の教育内容及び時間等を含めた実施要領の見直し
- ③ ブロック単位で受講者を調整する仕組みの構築

などの必要性が示され、通信制の導入、大学や大学院での養成の推進等が今後のあり方とされた。

III. 看護教員の継続教育について

看護教員の質を向上させるためには、継続教育とキャリアアップの仕組みの充実が求められており、

- ① 看護師等養成所内においてFDの一環として、教員相互の授業参観による教育実践能力の向上などといった能力開発に取り組むこと
 - ② 新任看護教員の研修を含め、看護教員の経験等に応じた継続研修の充実に対する支援
 - ③ 看護教員のキャリアアップを目指すためには学会や大学院等の活用を推進すること
- などの必要性が示された。

IV. 学生等の看護実践能力の向上を図るための教育体制について

学生等の看護実践能力の向上の観点から、学生等の実習の質を上げるためには、

- ① 学内演習時から臨床の実習指導者が関わることのできるシステムや、高度実践能力を持つ看護職員（専門看護師や認定看護師等）を教員として活用するシステムを作ること
- ② 看護教員と臨床の実習指導者は、患者を尊重する立場と学生等の教育者としての立場との調和を保つことが重要で、協働する中で適切に役割分担をしていくこと
- ③ 学生等の実習には実習指導者の専任配置が最も望ましく、将来的には、臨地実習に対する実習指導者の専任配置や看護教員等の配置といった体制の義務化について検討すること

などの必要性が示された。

今後、看護教員の努力に加え、看護師等学校養成所間の連携を図るとともに、看護教育に携わる団体や学会、都道府県、国は協力してこれらの改善策を着実に推進していくことが重要である。